

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年度国民健康保険税減免申請書

年 月 日

壱岐市長

様

納税者 住 所 壱岐市
(申請者)

氏 名

電話番号

生年月日 年 月 日生

納付書番号 _____

年 税 額 円

上記のとおり課税されましたが、下記の理由により減免願いたく申請します。

[減免申請理由] (納税が困難であるという具体的な理由)

注意) 減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、この申請書に減免申請を受けようとする理由を証明する書類を添付して提出して下さい。

竜崎市国民健康保険税減免基準表

区分	適用の範囲	減免の割合	適用	添付書類
(1) 不慮の災害（震災、風水害、火災その他これらに類するもの）により資産に重大な損害を受けた者	1) 納税義務者（納税義務者及びその者と生計を一にする者をいう。）等が震災、風水害、火災等を受けたために、居宅又は家財道具に損害を受け、損害の程度（保険金、損害賠償金等で補填される金額を除く。）が、次の各号に該当するとき。		災害を受けた日以後において納付すべき当該年度の税額について適用する。	罹災証明書
	① 全壊（焼）、流出、埋没等により住宅（家財を含む。）の原形をとどめないとき、又は復旧不能（8割以上の被害）のとき。	① 所得割額及び資産割額（「応能割額」という。以下同じ）を免除する。		
	② 主要構造部分が著しく損傷又は焼失し、大修理を必要とする場合で当該住宅（家財を含む。）の価格の6割以上の価値を減じたとき。	② 応能割額の10分の7以内の額を減額する。		
	③ 屋根、壁、建具等の大部分が損傷又は焼失し、居住又は、使用目的を著しく損じた場合で、当該住宅（家	③ 応能割額の10分の5以内の額を減額する。		

	財を含む。)の価格の4割以上6割未満の価値を減じたとき。		
	④ その他の災害等について、損害の程度が4割以上のもので損害金額の範囲内であるとき。	③ 応能割額に占める被害額の割合に応じ、上記に準じて10分の10以内の額を減額する。	
	2) 納税義務者(納税義務者及びその者と生計を一にする者をいう。)等が震災、風水害、火災等を受けたために、生活の基礎となる事業用資産に損害を受け、損害の程度(保険金、損害賠償金等で補填される金額を除く。)が、次の各号に該当するとき。		
	① 全壊・埋没等により原形をとどめないとき、又は復旧、復元不能(8割以上の被害)のとき。	① 所得割額及び資産割額(以下これらを「応能割額」という。)を免除する。	
	② 主要構造部分等が著しく損傷又は埋没等で損壊し、大修理等を必要とする場合で当該資産の価格の6割以上の価値を減じたとき。	② 応能割額の10分の7以内の額を減額する。	

	③ 当該資産の大部分が損傷又は埋没等で損壊し、又は使用目的を著しく損じた場合で、当該資産の価格の4割以上6割未満の価値を減じたとき。	③ 応能割額の10分の5以内の額を減額する。																	
	④ その他の災害等については、損害の程度が4割以上のもので損害金額の範囲内であるとき。	③ 応能割額に占める被害額の割合に応じ、上記に準じて、10分の10以内の額を減額する。																	
(2) 事業若しくは業務について重大な損害を受けた者又は廃業若しくは一定期間以上の休業、失業、疾病、負傷等により収入が著しく減少した者	以下の①②③いずれにも該当するとき。 ① 納税義務者（納税義務者及びその者と生計を一にする者をいう。）の前年中の総所得金額が500万円未満である世帯 ② 当年の見込み所得金額（分離課税所得及び非課税所得（注1）を含む）が前年の所得金額に対し1/2以下である世帯 ③ 国民健康保険税条例第13条（減額）に該当しない世帯	所得割額を以下のとおり減額する。 <table><tr><td>前年の所得金額に対する当年の見込み金額の減少割合</td><td>3分の2以上</td><td>2分の1以上</td></tr><tr><td>前年所得</td><td>3分の2未満</td><td>2分の1未満</td></tr><tr><td>100万円未満</td><td>8割</td><td>5割</td></tr><tr><td>100万円以上200万円未満</td><td>7割</td><td>4割</td></tr><tr><td>200万円以上400万円未満</td><td>6割</td><td>3割</td></tr></table>	前年の所得金額に対する当年の見込み金額の減少割合	3分の2以上	2分の1以上	前年所得	3分の2未満	2分の1未満	100万円未満	8割	5割	100万円以上200万円未満	7割	4割	200万円以上400万円未満	6割	3割	当該事由の生じた日以後に	医師の診断書 廃業届 民生委員の意見書 税務関係申告書 裁判所関係書類 見積額の計算書 雇用保険受給資格者証明書 等
前年の所得金額に対する当年の見込み金額の減少割合	3分の2以上	2分の1以上																	
前年所得	3分の2未満	2分の1未満																	
100万円未満	8割	5割																	
100万円以上200万円未満	7割	4割																	
200万円以上400万円未満	6割	3割																	

(3) 納税義務者が刑務所等その他これに準ずる施設に収容されている者 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条各号に規定する期間がある者	納税義務者が刑務所等その他これに準ずる施設に収容されている者	当該被保険者分に限る全額	当該事由の生じた日以後に書 到来する納期 において納付 すべき当該年 度の税額につ いて適用す る。	収監証明 書
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めた者	減免を必要とする程度の特別な事由があったとき。	応能割額の全部、又は一部で、市長が定める割合を減額する。	当該事由の生じた日以後に書 到来する納期 において納付 すべき当該年 度の税額につ いて適用す る。	上記(1)～(3)に準ずる書類等